

平成30年第11回 鹿沼市農業委員会総会議事録

平成30年11月20日（火）第11回鹿沼市農業委員会総会を御殿山会館大会議室において開催した。

出席者委員

1番 塩入佳子	2番 豊田道有	3番 福田春男
4番 矢野律子	5番 根本和男	6番 青柳秀男
7番 石川喜治	8番 村上信吉	9番 福田裕
10番 廣田和世	11番 江俣伸一	12番 奈良部繁雄
13番 篠原和夫	14番 鈴木克男	15番 牧島俊男
16番 大森用子	17番 毛塚欣伸	18番 益子裕幸

(18名)

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 駒場久和	農地調整係長 中村陽子
	主査 大塚昌己	主事 高橋知生
経済部農政課	主査 橋本浩一	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 中村陽子

—◇—

◎議長（奈良部繁雄会長。以下議長）は午前10時5分、第11回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

8番 村上信吉 委員、17番 毛塚欣伸 委員。

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大塚主査）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回は、売買4件、賃借権設定1件、使用貸借権設定1件、計6件の許可申請が提出

されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎根本和男委員 1番、笹原田の件は、日光市の譲渡人から笹原田の譲受人への売買です。譲受人は規模拡大のためにこの農地を求めており、特に問題ありません。2番、笹原田の件は、下沢の譲渡人から笹原田の譲受人への売買です。同じく規模拡大のためであり、特に問題ないと思いますので、ご承認よろしく申し上げます。

◎青柳秀男委員 3番、下沢の件は、下沢の譲渡人から下沢の譲受人への売買です。場所は譲受人の畑の隣で、荒れているので売ってほしいということで売買が成立しました。イノシシに荒らされている所です。4番、同じく下沢の譲渡人から譲受人への賃借権設定の件は、譲受人が5反歩位農業をやるので面積を増やしたいということで、問題ないのでご承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 5番、上殿町の件は、上殿町の譲渡人から藤江町の譲受人への売買です。譲受人は兼業農家です。ぜひ買ってほしい、タダでもと言われましたが、若干払って買うことになりました。特に問題ありませんので、よろしく申し上げます。6番、亀和田町の件は、下都賀郡壬生町の譲渡人から同町の譲受人への使用貸借権設定です。譲渡人と譲受人は親子関係です。農業者年金の経営移譲のための使用貸借権設定です。壬生町の農地も同時に申請しているそうです。問題ありませんのでご承認をお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため1番から6番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、上石川における貸駐車場への転用については、周囲を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。また、本案件は既に砂利敷きされ公民館の駐車場として利用されていることから始末書付きとなっております。以上、お手元の調査書の通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（毛塚欣伸委員）昨日、私と村上委員、中村係長、高橋主事の4人で現地調査を行いました。その結果を報告します。1番、上石川の件は、石川小学校から西に約100mの所です。隣に村社があるような所で心配はないと見て参りました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎江俣伸一委員 1番、上石川の件は、公民館の駐車場にするための転用です。ここは数年前から砂利が敷かれています。道を挟んだ反対側に公民館があり、その駐車場が手狭なため使っていました。今回、始末書を提出させることをご承認をお願いします。

◎議長は、議案第2号について、質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

1番、富岡における太陽光発電設備への転用については、北と南を宅地、東を畑、西を雑種地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。

2番、上石川における一般住宅への転用については、北と西を雑種地、南を道路、東を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活上必要な施設に該当します。また、本案件は砂利敷きされ駐車場として利用されていたことから、始末書付きとなっております。

3番、南上野町における一般住宅への転用については、北と東を宅地、南を畑、西を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活上必要な施設に該当します。

4番、藤江町における園芸用土採取への一時転用については、北と南と東を山林、西を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。以上、お手元の調査書の通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（毛塚欣伸委員）19日に現地調査を行いました。その結果をご報告します。1番、富岡の件は、玉田町の譲渡人から売買で、譲受人が太陽光に転用する件です。場所は斎場の

南側で、隣にも太陽光がいくつか並んでいて心配ないと見て参りました。2番、上石川の件は、使用貸借権設定による、譲渡人から譲受人へ一般住宅敷地への転用です。石川小学校から西に約100mの所で、心配ないと見て参りました。

◎現地調査員（村上信吉委員）3番、南上野町の件は、鹿沼カントリー入口から約100m北の所です。譲渡人の息子さんが譲受人で一般住宅の申請です。現地は、以前プレハブが建っていたが更地になっていました。問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。4番、藤江町の件は、園芸用土採取ということです。藤江牧場の所、藤江町コミュニティセンター、元学校跡から南に800mの所です。鹿沼市と壬生町の境に近く、道は狭いが4トン車で運搬なので何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎豊田道有委員 1番、富岡の件は、玉田町の譲渡人から豊島区の譲受人への売買による太陽光発電設備への転用です。現地調査員の報告並びに事務局の説明のとおり何ら問題ありませんので、よろしくお願ひします。

◎江俣伸一委員 2番、上石川の件は、上石川の譲渡人から上石川の譲受人への使用貸借権設定による一般住宅への転用です。譲受人の一人は譲渡人の娘です。既に砂利が敷かれ公民館の駐車場として利用されていました。始末書を提出させることをご承認をお願ひします。

◎鈴木克男委員 3番、南上野町の件は、南上野町の譲渡人から、南上野町の譲受人への使用貸借権設定による一般住宅敷地への転用です。譲渡人と譲受人は親子関係、譲受人は長男です。近くの借家住まいで一緒に住んでいなかったが、実家の前に建てて住むようになります。問題ありませんのでご承認をお願ひします。4番、藤江町の件は、藤江町の譲渡人から下野市の園芸用土採掘販売業、譲受人への賃借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。大分前から草ぼうぼうの所で、現地調査員の報告のとおり問題はありませぬのでよろしくお願ひします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から4番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大塚主査）議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より平成30年11月9日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規の利用権設定について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書9ページをご覧ください。更新の利用権設定が、19件、53

筆、101,158.89㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問、意見を求めたが、質問や意見がないため承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（橋本主査）農政課農政係の橋本です。よろしくお願ひします。それでは、議案第5号 鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について、ご説明させていただきます。議案書10ページをご覧ください。議案書に入る前に、今回申請がありました案件について総括的な説明をさせていただきます。今回の農振農用地区域からの除外申出案件は、平成30年9月28日までに受理した6件であります。筆数は13筆で、面積は9,180㎡です。地目別の内訳で申しますと、田が7筆で6,976㎡、畑が6筆で2,204㎡となっております。目的別内訳につきましては、一般住宅敷地が、2件で989㎡、農家住宅敷地が、1件で951㎡、駐車場敷地が、1件で1,274㎡、保育園及び駐車場敷地が、1件で4,460㎡、資材置場敷地が、1件で1,506㎡です。こちらにおきましても、農政課では全ての案件について現地調査を行いました。また、農業振興地域整備促進協議会調査部会では本日午後に現地調査を行う予定です。担当になっている委員の方はよろしくお願ひします。

それでは、今回除外の申出のあった案件について説明いたします。

番号1番、上日向、保育園及び駐車場敷地です。場所は上日向地内、東大芦コミュニティセンターから南西に約450mに位置しています。利用予定者は、ひなた保育園の民営化に伴う移転候補地として今回の申出に至りました。面積は4筆で4,460㎡、北・西側を宅地・田、東側を田、南側を田・墓地に接しています。

続いて番号2番、上殿町、資材置場敷地です。場所は西茂呂4丁目地内、竹村内科腎クリニックから南西に約600mに位置しています。利用予定者は、事業量の増加により資材置場が不足していることから、今回の申出に至りました。面積は1筆で1,506㎡、北側を宅地・畑、東側を宅地、西・南側を田に接しています。

続いて番号3番、下奈良部町、一般住宅敷地です。場所は下奈良部町地内、まなぶ保育園から南に約150mに位置しています。利用予定者は、現在借家住まいをしており、結婚を機に現在の住宅が手狭になったため住宅建築を計画し当該申出地を選定しました。面積は1筆で499㎡、北・西・南側を畑、東側を宅地・畑に接しています。

続いて番号4番、上石川、一般住宅敷地です。場所は上石川地内、セブンイレブン鹿沼流通センター店から北東に約250mに位置しています。利用予定者は土地所有者の孫に当たります。現在、実家には長男がいますが、後継ぎがないため、将来的に後継者となることから、住宅の建築を計画し当該申出地を選定しました。面積は1筆で490㎡、北・東側を宅地、西・南側を畑に接しています。

続いて番号5番、深津、駐車場敷地です。場所は深津地内、市立津田小学校から南西に約600mに位置しています。利用予定者は、インテリア資材の需要の増加により社員が増え、駐車場が慢性的に不足していることから、今回の申請に至りました。面積は4筆で1,274㎡、北・西側を宅地・雑種地、東側を宅地・畑・田、南側を雑種地に接しています。

続いて番号6番、北赤塚町、農家住宅敷地です。場所は北赤塚町地内、北赤塚町公民館から北東に約250mに位置しています。利用予定者は、現在住んでいる住宅敷地が国道352号線の拡幅工事にかかることによる代替地であります。面積は2筆で951㎡、北・南側を畑、東側を墓地、西側を雑種地に接しています。

最後に、いずれの案件につきましても、選定経過から他に代替える土地もなく、周辺農地に与える影響も少ないため農振除外はやむを得ないと思われます。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について、農政課からの説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いたします。

◎議長は、農政課の説明の後、担当地区委員の意見を求めた。

◎根本和男委員 1番、上日向の件は、保育園及び駐車場です。周囲は農地ではありますが特に問題ないと思います。

◎村上信吉委員 2番、上殿町の件ですが、資材置場ということですが、変電所施設、1つが2坪とか4坪とかあるものですが、その置場が自宅周りでは手狭になったということで、30mくらい離れている所に置きたいということです。農政課の説明のとおり問題ないのではないかと思います。

◎福田裕委員 3番、下奈良部町の件は、一般住宅です。自己所有地で近隣に住宅があり問題ないと見て参りました。

◎江俣伸一委員 4番、上石川の件は、使用貸借権設定による一般住宅です。ただ今の農政課の説明のとおり、孫が家を建てるということで問題ないと思います。

◎篠原和夫委員 5番、深津の賃貸借権の件ですが、近隣に迷惑をかけることもないと思しますのでよろしくお願いたします。

◎鈴木克男委員 6番、北赤塚町の件は、ただ今の農政課の報告のとおり、国道325号線の拡幅に係る代替なので問題ないと思います。

◎議長は議案第5号について他に意見を求めたが、意見はなかったため、1番から6番については異存なしと決した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時52分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

平成30年11月20日

議 長

署名委員

署名委員
